



1 狩猟免許とは

(1) 概要

狩猟免許は4種類に分かれており、狩猟を行うには猟法に応じた狩猟免許が必要です。

- ①網猟 ②わな猟 ③第1種銃猟（装薬銃及び空気銃） ④第2種銃猟（空気銃のみ）
 狩猟免許の有効期間は3年間であり、更新をして継続することができます。

(2) 受験資格

北海道内に住所がある、網猟及びわな猟にあつては満18歳以上、第1種銃猟及び第2種銃猟にあつては満20歳以上の方のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で規定する欠格事由（精神障がいなど）に該当しない方。

(3) 手続き

試験実施地の各（総合）振興局の環境生活課で狩猟免許試験の申請を行ってください。

申請には狩猟免許申請書、北海道に住所を有することを証明する書類（住民票、運転免許証等の写し）、医師の診断書などの書類と手数料が必要です。

＊試験日時や試験場所、提出書類等の詳細は、ホームページをご確認ください。（アドレスは次頁下欄）

(4) 試験内容

- ①知識試験：法令、猟具、鳥獣、鳥獣の保護管理に関する知識（筆記試験）
- ②適性試験：視力、聴力、運動能力
- ③技能試験：猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測（銃猟のみ）、猟具の判別（網猟・わな猟のみ）等

2 狩猟者登録とは

(1) 概要

狩猟を行うためには、狩猟を行いたい場所を管轄している都道府県知事に対し、狩猟者登録の申請をする必要があります。（狩猟免許を取得しても、狩猟者登録を行わなければ実際に狩猟を行うことはできません。）

狩猟免許は全国で有効ですが、狩猟者登録は狩猟を行いたい都道府県毎に行う必要があります。

また、狩猟者登録も狩猟免許と同様に、猟法に応じて申請する必要があります。

(2) 手続き

狩猟を行いたい場所を管轄している都道府県知事に申請書等の必要書類を提出し、手数料及び狩猟税を納めることが必要です。

【参考】銃の所持許可について

銃猟（第1種銃猟及び第2種銃猟）を行う場合は、狩猟免許・狩猟者登録に加えて住所地を所管する都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要があります。

詳しくは北海道警察のホームページをご覧ください。住所地を管轄する警察署または北海道警察本部保安課にご確認ください。

3 狩猟免許取得及び狩猟者登録にかかる経費について

以下の費用のほか、任意ですが猟友会の会費や狩猟事故共済保険料、民間会社の損害賠償保険料などがかかります。

区 分		網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟
【狩猟免許取得】					
○狩猟免許試験申請手数料	新規	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円
	一部免除※1	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円
【狩猟者登録】（狩猟を行う場合は毎年度必要）					
○狩猟者登録手数料		1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
○狩猟税	一般	8,200円	8,200円	16,500円	5,500円
	所得割額免除※2	5,500円	5,500円	11,000円	5,500円

※1 既に他種の狩猟免許を所持している場合など

※2 都道府県民税の所得割額の納付が免除されている場合など

狩猟ができるまでの流れ

狩猟免許試験の申請

使いたい猟具の種類に応じて 4 種類の免許があるので、免許の種類ごとに免許試験の申請を行う。

- ①網猟
- ②わな猟
- ③第 1 種銃猟（装薬銃・空気銃）
- ④第 2 種銃猟（空気銃のみ）

予備講習の受講（任意）

北海道猟友会が免許試験の前に試験内容に即した予備講習を行っているので、希望する場合は北海道猟友会に申込みをして受講する。

- ・鳥獣関係法令の解説
- ・猟具（銃、わな）の操作、指導 等

狩猟免許試験の受験

免許の種類毎に知識・適性・技能試験を受ける。

☆同日に複数種類の試験の受験も可能。

（例：わな猟と第 1 種銃猟の試験を同日に受験する。）

合格

狩猟免許取得

免許は 3 年間有効。

（初回の有効期間は合格した年の翌々年の 9 月 14 日まで。）

狩猟者登録

実際に狩猟を行うためには、狩猟したい場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をする必要がある。

- ・北海道内で狩猟を行う場合
住所地の各（総合）振興局環境生活課に申請する。
- ・北海道以外で狩猟を行う場合
狩猟を行いたい都府県に申し込む。

入林承認申請（狩猟を行う場所により必要）

国有林や道有林で狩猟を行う場合は事前に入林の手続きをする必要がある。

狩猟へ

銃猟の場合は、別途住所地の都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要がある

<お問い合わせ先>

狩猟免許・狩猟者登録の申請に必要な添付書類、受付期間や試験会場などの詳細は北海道のホームページをご覧ください。北海道環境生活部環境局生物多様性保全課又は最寄りの各（総合）振興局環境生活課にお問い合わせください。

○北海道（自然環境課）ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.htm>

○電話番号

代表：011-231-4111（内線：24-393）